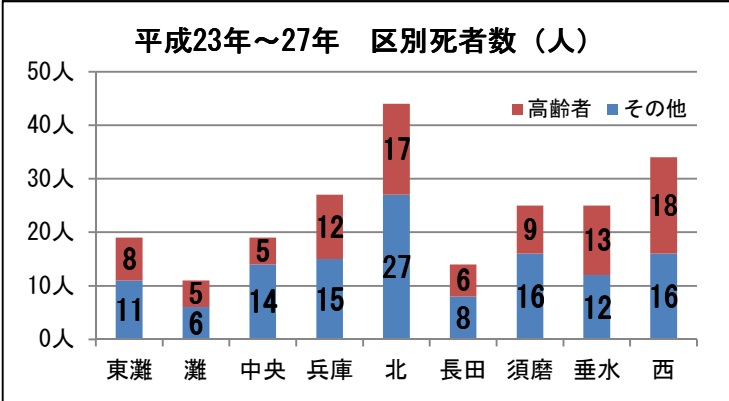
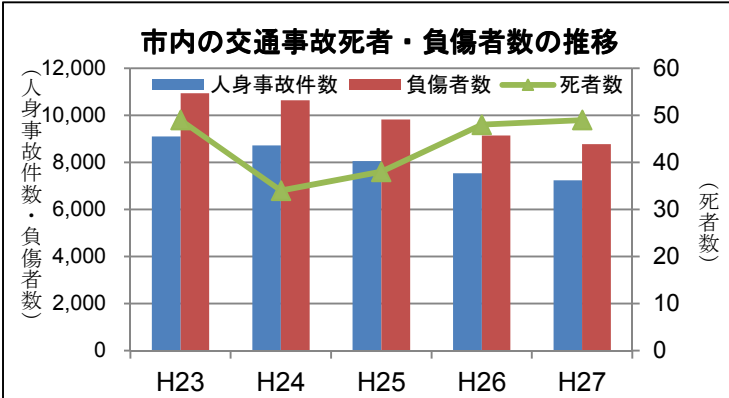


第10次神戸市交通安全計画の概要及び特長（概要版）

1. 昨今の交通を巡る社会情勢

- 高齢化の進展と女性ドライバーの増加
- ICT技術の進展
 - ・カーナビ・ドライブレコーダーの装着率向上等
- その他の事象
 - ・危険ドラッグ等による事件・事故の多発
 - ・居眠り・飲酒運転等による登下校中の児童を巻き込む事故の多発
 - ・自転車事故による高額賠償事例

2. 市内の交通事故の傾向と分析



- 国・県の動向と同様に、市内の人身事故件数は減少傾向であるが、死者数はほぼ横ばい。
- 死者数に占める近年の高齢者死者数の割合は4割以上を占めており、歩行者の死者数では高齢者が全体の6割以上を占めている。
- 西区・北区における死亡事故の件数が多い。西区では原付での事故の死者のうち半数が高齢者である。

3. 主な法改正等

- 道路交通法改正
 - ・双方向通行可能な路側帯について、自転車が通る場合は道路の左側に限定する（平成25年12月1日施行）
 - ・悪質な違反を繰り返した自転車利用者に自転車運転者講習を義務付ける（平成27年6月1日施行）
- 自動車運転死傷処罰法（平成26年5月20日施行）
 - ・酒や薬物などの影響で交通事故を起こした場合の罰則強化
- 県の自転車条例（平成27年4月1日施行）
 - ・反射器材の装着や幼児・児童・高齢者のヘルメット着用の啓発、自転車損害賠償保険加入義務化

4. 第10次計画の主なポイント

交通安全計画における目標

- ★目標数値：平成32年までに
「交通事故死者数を27人以下」
「交通事故死傷者数を7,900人以下」にする。

主要な対策

- ①地域住民による交通安全総点検の推進
- ②安全で快適な歩行者環境の創出
- ③自転車の安全利用の推進
- ④高齢者への交通安全対策と教育の推進
- ⑤危険ドラッグや歩きスマホ等に対する啓発の推進

道路交通環境	<ul style="list-style-type: none"> ○道路交通環境整備への住民参加の促進(P12) 地域住民等の主体的な参加による交通安全総点検の推進等 ○安全・安心な歩行空間の確保(P12) 安全で快適な歩行者環境の創出を推進（葺合南54号線等）
自転車	<ul style="list-style-type: none"> ○安全で快適な自転車利用環境の整備(P13) 自転車レーン等の自転車走行空間の整備/駅前の市営駐輪場の整備/自転車等放置禁止区域の指定 ○自転車の安全利用の推進(P29～P30, P32) ヘルメットの着用促進/反射用品等の普及促進/乗車中のスマートフォン操作の危険性の周知・啓発/自転車の安全適正利用・自転車保険加入に関する啓発チラシによる周知・徹底
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者の交通安全対策(P8) 高齢者の安全に資する歩行空間等の整備 ○高齢者への交通安全教育(P26, P32, P33) 自動車等の運転に不安を有する高齢者等が運転免許証を返納しやすい環境の整備等
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○危険ドラッグ及び服薬の影響による交通事故の対策(P31) 危険ドラッグの危険性・有害性、服薬時の自動車運転に関する注意喚起 ○歩きスマホ等に対する啓発(P31, P38) 歩きスマホ等に対する啓発/市営交通等利用者への啓発 ○幼児と家庭に対する交通安全教育(P21) 交通安全教室や交通安全リーフレットによる指導 家庭において適切な指導ができるよう保護者に対する交通安全講習会等の実施 ○ドライブレコーダー等の活用(P33) ドライブレコーダーによる情報を活用した交通安全教育等

※ 下線は、国・県計画に準じた内容、網掛けは、市の重点及び独自の取り組み内容